

森林セラピーとヨーガ

ゆっくり歩く、ゆっくり調える

■日 時 7月16日(日) 9時30分～15時予定 ※小雨決行
(うきは市民センター西側駐車場に9時30分までに集合)

○午前: 森林セラピー巨瀬川の源流散歩道コース(約2.2km)

○昼食: うきはのセラピー弁当またはセラピーランチ

○午後: ヨーガ体験(マットは準備します。)

■ヨーガ講師 松本 明子 氏(うきは市癒しの旅先案内人協会)

■参加料 3,500円(当日支払い)
※森林セラピーガイド料、昼食料、ヨーガ体験料込み

■持参品 飲み物、タオル、雨具、帽子など

■服装 長袖、長ズボンの動きやすい服装、履き慣れた靴

●予約方法

7月10日(月)までに、うきは市癒しの旅先案内人協会(Tel080-2714-6065)へ予約をお願いします。
※キャンセルは、実施2日前の17時までに必ずご連絡をお願いします。キャンセルが遅れた場合や当日ご参加いただけなかった場合は、キャンセル料が発生しますのでご了承ください。



オリーブ、椿を育ててみませんか



うきは市では、農商工連携事業取組の一環としてオリーブ、椿の栽培を推進しています。

オリーブオイルの販売も好評で昨年度分は完売し、オリーブの実の塩漬けも季節限定の人気商品となっています。また、カメラアオイル(椿油)も好評販売中です。

栽培に取り組んでいただける方にオリーブ部会及び椿研究会を通じて苗代の一部を補助します。

■植付け目安 オリーブ: 50本/10a、ツバキ: 100～150本/10a

■植付け時期 1月～3月中旬

■補助金額 予算の範囲内での補助となります。

新植…補助率1/2(1部会員あたり12万円を上限)

※今年度から補植は補助の対象となりません。

■申込期限 10月31日(火)までにお申し込みください。

●申込み・問合せ うきはブランド推進課商工振興係 Tel76-9059



野外焼却の禁止

廃棄物(ごみ)の野外焼却は廃棄物処理法により禁止されています。違反した場合には罰則が科せられます。



◆禁止されているごみの「野外焼却」の例

- ・家の庭先等でごみを焼却する
- ・ドラム缶を使用してごみを焼却する
- ・ブロック囲いでごみを焼却する
- ・地面に穴を掘ってごみを焼却する
- ・法基準を満たしていない家庭用小型焼却炉でごみを焼却する

◆野外焼却禁止の例外

公益上もしくは社会の慣習上やむを得ない、または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合は例外として認められています。

○農林業を営むためにやむを得ないもの

(焼き畑、畔草や下枝の焼却等)

○たき火その他日常生活を営む上で通常行われる軽微なもの(落ち葉焚き等)

※プラスチック類の焼却等、生活環境に影響を与える焼却行為は例外とはなりません。

※例外であっても、住宅地に近い場所などでの焼却行為は近所の迷惑になることがありますので、十分な配慮が必要です。(洗濯物に臭いが付く、窓が開けられないなど)

●問合せ 市民生活課生活環境係 Tel75-4972